

○総務省令第二十六号

地方税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第五号）及び所得税法等の一部を改正する法律（令和二年法律第八号）の施行に伴い、並びに特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号）附則第五条第二項第二号の規定に基づき、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年三月三十一日

総務大臣 高市 早苗

特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令の一部を改正する省令

特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

(法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備)

(法附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備)

第一条 特定通信・放送開発事業実施円滑化法（平成二年法律第三十五号。以下「法」という。）
（附則第五条第二項第二号に規定する総務省令で定める電気通信設備は、次に掲げるものとする。）

第一条 「同上」

〔一略〕

〔一 同上〕

〔削る〕

二 電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備のうち、主として当該電気通信設備が設置される都道府県又は当該都道府県に隣接する都道府県において当該情報の提供を受ける者にその提供を行うためのものであって、次に掲げるものイ サーバ用の電子計算機
ロ 通信プロトコルにより符号を交換又は分配する電気通信設備（イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）
ハ イに掲げる電気通信設備に電力を供給する装置（当該電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

二 前号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備であつて、次に掲げるもの
〔イ〜ハ 略〕

三 前二号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報を電磁的方法により提供するための電気通信設備であつて、次に掲げるもの
〔イ〜ハ 同上〕

三 前二号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報の電磁的方法による提供に必要な電気通信設備（第一号イ又は前号イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

四 前三号に掲げるもののほか、電磁的記録として記録された情報の電磁的方法による提供に必要な電気通信設備（第一号イ、第二号イ又は前号イに掲げる電気通信設備と同時に設置されるものに限る。）

〔2 略〕

〔2 同上〕

備考 表中の「」の記載は注記である。

附 則

この省令は、令和二年四月一日から施行する。